

京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第十六 翻刻・校注：「月令」（一）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/930

京都大学人文科学研究所蔵

『天地瑞祥志』第十六翻刻・校注 — 「月令」(一)

深澤 瞳

はじめに

『天地瑞祥志』は、唐の薩守真(異説あり)という人物によつて編纂された天文類書である。これまではさほど注目されてこなかった書物であったが、二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会(代表・水口幹記氏)が立ち上げられ、輪読会を行つてきた。

この研究会での成果は、水口幹記氏・田中良明氏によつて第一の翻刻・校注が『藤女子大学国文学雑誌』九三号(二〇一五年)及び九四号(二〇一六年)に、佐野誠子氏・佐々木聡氏によつて第十四の翻刻・校注が『名古屋大学中国語学文学論集』第二九輯(二〇一五年)に発表されている。本稿はこれらに続く研究会の成果報告である。なお、『天地瑞祥志』に関しては、前掲『藤女子大学国文学雑誌』九三号に収録されている水口幹記氏による「序」を参照されたい。

さて、『天地瑞祥志』第十六には、「月令」「五行」「木」「火」

「土」「金」「水」の項目が立てられており、また「水」には「醴泉」「井」が付されている。本稿ではこのうち、「月令」の翻刻・校注を収録する。なお、分量的な事情により、「月令」を三分割し、(一)には「一月・二月・三月」を、(二)には「四月・五月・六月・七月」を、(三)には「八月・九月・十月・十一月・十二月」を収録していく予定である(場合によっては、(四)を設ける可能性もある)。

この第十六「月令」の翻刻と校注は深澤瞳が担当したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

原文

一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に 01、02、……と番号を付して①に記した。

一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。

一、底本の双行注（割り注）は山括弧 ◁ に入れて示し、欠字は □ で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊経閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右傍に「一」「二」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に類見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。（尊経閣本との校合は、尊経閣において当該書を実見し、紙焼きを購入している『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記が行った。）

校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「日」、「豆」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を

丸括弧 ○ に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項があれば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

注釈

一、関連資料は③の右傍に（一）（二）……と付し、④に提示した。

一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所に傍線を付している。また、引用箇所に注釈が付いている場合、本文中に（一）（二）の番号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠と

なった文字については、④の当該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピュータ処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一人任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

翻刻・校注

◎月令：「月令」では、一年一二月月における政令を、自然界の推移に対応させて述べている。本文は「礼記月令云」と始まるように、『礼記』「月令」の本文を再構成した形となっている。ただし、『礼記』「月令」の冒頭にあるような天文・暦に関する記述は引用されていない。また、割注は、『礼記』の鄭氏注と重なる部分が多い。

なお、『礼記』の訓読にあたっては、竹内照夫『礼記』（新釈漢文大系 明治書院）、市原亨吉・鈴木隆一・今井清『礼記』（全釈漢文大系 集英社）、『禮記 二〇卷』（古逸文叢書 慶長・元和年間（一五九六・一六二三）木活字印本。古活字版）などを参照していることを初めにお断りしておく。

※今回掲載する「三月」部分までに、尊経閣本との異同は無いので、「校異」の項目は設けていない。

01①

天地瑞祥志第十六

月令 五行木火土金水（醴泉井附見也）

月令（領呈反平）夫豊荒水旱之灾兵革疾病之殃攻教興廢之道在於時節矣是以周公制月令以佐王安民也禮記月令者七十弟子為後學者雜記礼事秦相呂不韋集知略之士著書取周之月令淮南王安亦集才士依月令而作則時篇魏則帝詔依月令而使行政令也隨文皇帝詔書曰人感天地物稟陰陽与夫五行四序同神含氣故万品之性一事難違自古聖人順時作法代有殊制未能備舉唯月令之書最為詳令選百王之典成一家之言禮經所以著篇鴻生所以傳授朕肅承天命君臨兆民今四海百蠻服軍國之用備對柔之政足斯遠思欲偃武修文代刑以德使含生皆遂群物至知圓首方足受福不夭非夫消息時序冥符玄運神明協贊何以臻茲其月令之事當世未行者可分入六曹尚書若事属群官式及黎獻宜即領下勿令違犯如在朕躬須有啓沃尚書每事先奏預使知聞其開法或須改革者有司參議量處分仍以著合主者施行

01②

天地瑞祥志第十六

月令 五行木火土金水（醴泉井附見也）

月令（領呈反。平）。夫豊荒水旱之灾、兵革疾病之殃、攻教興廢之道、在於時節矣。是以周公制月令以佐王安民也。『禮記』月令者、七十弟子為後學者雜記禮事。秦相呂不韋、集知略之士著書取周之月令。淮南王安亦集才士、依月令而作則時篇。魏則帝詔依月令而使行政令也。隋文皇帝詔書曰、人感天地、物稟陰陽、與夫五行四序同神含氣。故萬品之性一事難違。自古聖人順

時作法。代有殊制未能備舉、唯月令之書最爲詳。今令選百王之典、成一家之言。禮經所以著篇、鴻生所以傳授。朕肅承天命、君臨兆民。今四海百蠻服、軍國之用備、剛柔之政足。斯遠思、欲偃武修文、代刑以德、使含生皆遂群物至知、圓首方足、受福不夭。非夫消息時序、冥符玄運、神明協贊、何以臻茲。其月令之事、當世未行者、可分入六曹・尚書。若事屬群官式及黎獻宜、即領下勿令違犯。如在朕躬、須有啓沃。尚書每事先奏預使知聞。其聞法、或須改革者、有司・參議量處分、仍以著合、主者施行。

01③ 天地瑞祥志第十六

月令 五行木火土金水（醴泉井附見するなり。）

月令（領呈の反。平。）、夫れ豊荒水旱の災、兵革疾病の殃、攻教興廢の道は、時節に在り。是を以て周公月令を制して以て王之民を安ずるを佐くるなり。『禮記』月令とは、七十弟子後に學ぶ者の爲に禮事を雜記す。秦の相の呂不韋、知略の士を集め、著書するに周の月令に取る。淮南王安も亦た才士を集め、月令に依りて則時篇を作る。魏は則ち帝詔して月令に依りて政令を行はしむるなり。隋の文皇帝の詔書に曰く、「人天地に感じ、物陰陽を稟け、夫の五行四序と神を同じくし氣を含む。故に萬品の性一事すら違ひ難し。古より聖人時に順ひ法を作る。代々殊制有るも未だ備舉すること能はざるも、唯だ月令の書のみ最も詳たり。今百王之典を選び、一家の言を成さしむ。禮經篇を著す所以、鴻生傳授する所以なり。朕天命を肅承し、兆民に君臨す。今四海百蠻服し、軍國の用備はり、剛柔の政

足る。斯に遠く思ふに、武を偃め文を修め、刑に代ふるに徳を以てし、含生をして皆遂に群物至知、圓首方足、受福不夭たらしめんと欲す。夫れ消息時序、冥符玄運、神明協贊に非ざれば、何を以て茲に臻らん。其の月令の事、當世未だ行はれざる者、分けて六曹・尚書に入るべし。若し事群官の式及び黎獻の宜に屬すれば、即ち下に領して違犯せしむること勿れ。如し朕の躬に在らば、須らく啓沃有るべし。尚書事毎に先づ奏し預め知聞せしめよ。其の聞法、或いは須らく改革すべき者、有司・參議處分を量り、仍て著を以て合はせ、主者施行せよ。」と。

01④

(一) 『禮記』月令

月令第六

(1) 陸曰、此是呂氏春秋十二紀之首、後人刪合爲此記。蔡伯

嗜・王肅云、周公所作。

(二) 『漢書』卷三十藝文志六藝略禮

記百三十一篇。

(1) 七十子後學者所記也。

02(1)

禮記月令云孟春之月命相布德和令行慶施惠下及兆民（相謂三公也德謂善教也令謂時禁也慶謂伏其善也惠謂恤其不足之也）天子躬耕籍田（事在祭篇也）王命布農事命田舍東郊皆脩封疆審端侄術（田謂田峻主農之官也舍謂東郊順時氣而居以命其事也術周札

作遂々小溝道日徑也。善相丘陵原隰。高而平為原下而平為隰。

土地所宜五穀所殖以教導民必躬親也命樂正入學習舞。為仲春即釋菜也。乃脩祭。禮犧牲不用牝。為傷任生之也。禁止伐木無覆巢无殺致虫胎天飛鳥無麇卵無聚大眾置城郭。為妨農之始也守

日莊公廿九年春新作厩書不時也凡馬日中而出日中而入也杜預曰日中春秋分也治厩當以秋分因馬向入而修之今以春作故曰不時也。掩骼埋胔。骨枯曰骼。肉腐曰胔也。守曰、

「不掩埋者、則復為旱之也」。是月、不可以稱兵。稱兵必有天灾。逆生氣也。兵戎不起、不可從我始也。

孟春行夏令則雨水不得。己之。乘之也。草木早落。生日促也。國時有恐。以火訛相驚也。行秋令則其民大疫。坤之氣乘也。七月始殺。森風暴雨撻至。正月宿直尾箕。箕好風。其氣逆也。曲風為森也。曲風為森也。守云、「暴風也。音必遙反」。藜、蓬、蒿、莛、興。生氣亂惡物盛者。行冬令、則水潦為敗、霜雪大摯、首種不入。亥之氣乘之。舊說、首種謂禳者也。

02② 『禮記』月令云、「孟春之月、命相布德和令、行慶施惠、下及兆民。相謂三公也。德謂善教也。令謂時禁也。慶謂休其善也。惠謂恤其不足、之也」。天子躬耕籍田。事在祭篇也。王命布農事。命田舍東郊、皆脩封疆、審端經術。田謂田畷。主農之官也。舍。謂東郊、順時氣而居、以命其事也。術。周禮作遂。遂小溝、道日徑也。善相丘陵。原隰。高而平為原、下而平為隰。土地所宜。五穀所殖、以教導民。必躬親也。命樂正入學習舞。為仲春即釋菜也。乃脩祭。禮、犧牲不用牝。為傷任

生之也。禁止伐木、無覆巢、无殺孩蟲。胎天。飛鳥、無麇。卵、無聚大眾。置城郭。為妨農之始也。守曰、「莊公廿九年、

「春、新作厩、書不時也。凡馬日中而出、日中而入也」。杜預曰、「日中春秋分也、治厩當以秋分、因馬向入、而修之今以春作、故曰不時也」。掩骼埋胔。骨枯曰骼、肉腐曰胔也。守曰、

「不掩埋者、則復為旱之也」。是月、不可以稱兵。稱兵必有天灾。逆生氣也。兵戎不起、不可從我始也。

孟春行夏令、則雨水不得。己之。乘之也。草木早落。生日促也。國時有恐。以火訛相驚也。行秋令、則其民大疫。坤之氣乘也。七月始殺。森風暴雨撻至。正月宿直尾箕。箕好風。其氣逆也。曲風為森也。曲風為森也。守云、「暴風也。音必遙反」。藜、蓬、蒿、莛、興。生氣亂惡物盛者。行冬令、則水潦為敗、霜雪大摯、首種不入。亥之氣乘之。舊說、首種謂禳者也。

02③ 『禮記』月令に云ふ、「孟春の月、相に命じて徳を布き令を和らげ、慶を行ひ恵を施し、下兆民に及ぶ。相は三公を謂ふなり。徳は善教を謂ふなり。令は時禁を謂ふなり。慶は其の善を休むるを謂ふなり。恵は其の足らざるを恤れむを謂ふ、之なり」。天子躬ら籍田を耕す。事は祭篇に在るなり。王命じて、農事を布く。田に命じて東郊に舍らしめ、皆封疆を修め、審かに經術を端さしむ。田は田畷を謂ふ。農を主とするの官なり。東郊に舍るは、時氣に順ひて居らしめ、以て其の事を命ずるなり。術は「周禮」遂に作る。遂は小溝、道を徑と曰ふなり。善く丘陵・原隰。高くして平らかなるを原と爲し、下にして平らか

なるを隲と爲す。土地の宜しき所・五穀の殖する所を相て、以て民を教導す。必ず躬親らするなり。樂正に命じて、學に入りて舞を習はしむ。仲春なれば即ち釋菜せんとするが爲なり。乃ち祭を修む。□禮するに、犧牲に牝を用ゆること无からしむ。〔任生を傷つくるが爲なり〕。伐木を禁止し、巢を覆すこと无からしめ、孩蟲・胎夭・飛鳥を殺すこと无からしめ、麇・卵をとること无からしめ、大衆を聚むること・城郭を置くこと无からしめ。農の始めを妨ぐるが爲なり。守曰く、「莊公廿九年、春、新たに厩を作るは、書するに時はざるなり。凡そ馬は日中にして出で、日中にして入る。」と。杜預曰く、「日中とは春・秋分なり。厩を治むること當に秋分を以てすべし。因りて馬向ひ入る。而るに之を修むるに今春を以て作す。故に曰く、時はざるなり。」と。〇〇。骼を掩ひ齒を埋めしむ。骨枯るるを骼と曰ひ、肉腐るを齒と曰ふなり。守曰く、「掩せざる者は、則ち復た早を爲すなり。」と。是の月や、以て兵を稱ぐべからず。兵を稱ぐれば必ずや天災有り。生氣に逆へばなり。兵戎起さず、我より始むべからざるなり。孟春に夏令を行へば、則ち雨水を得ず。〔巳之を乗ぐなり〕。□草木早く落ち。〔生日に促るなり〕。國時に恐れ有り。〔火の訛を以て相驚くなり〕。秋令を行へば、則ち其の民大いに疫し。〔坤の氣乗ぐなり。七月始めて殺ぐ〕。森風暴雨。搃べて至り。〔正月宿は尾箕に直る。箕は風を好む。其の氣逆らふなり。曲風を森と爲すなり。守云ふ、「暴風なり。音必遙の反。』と。〕。藜・莠・蓬・蒿竝び興る。〔生氣亂れ、惡物盛んなる者なり。〕。

夏令を行へば、則ち水潦敗を爲し、霜雪大いに摯つけ、首種入らず。〔亥の氣之を乗ぐなり。舊説に、「首種は禳を謂ふ者なり。』と。〕。

〇〇

〔一〕「禮記」月令

孟春之月、日在營室、昏參中、旦尾中。(中略)是月也、以立春、先立春三日、太史謁之天子曰、某日立春、盛德在木。天子乃齊。立春之日、天子親帥三公・九卿・諸侯・大夫、以迎春於東郊、還反賞公卿・大夫於朝、命相布德和令、行慶施惠、下及兆民、慶賜遂行、母有不當。乃命太史守典奉法、司天日月星辰之行、宿離不貸、毋失經紀。以初爲常。是月也、天子乃以元日、祈穀于上帝。乃擇元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、帥三公・九卿・諸侯・大夫、躬耕帝籍。天子三推、三公五推、卿・諸侯九推。反、執爵于大寢、三公・九卿・諸侯・大夫皆御、命曰勞酒。是月也、天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木萌動。王命、布農事。命田舍東郊、皆脩封疆、審端經術、善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之。田事既飭、先定準直。農乃不惑。是月也、命樂正入學習舞。乃脩祭典、命祀山川川澤、犧牲母用牝。禁止伐木、毋覆巢、毋殺孩蟲。胎夭・飛鳥、毋麇、毋卵、毋聚大衆、毋置城郭、掩骼埋胔。是月也、不可以稱兵。稱兵必天殃。兵戎不起、不可從我始。毋變天之道、毋絕地之理、毋亂人之紀。孟春行夏令、則雨水不時、草木蚤落、國時有恐。行秋令、則其民大疫、森風・

暴雨總至、藜莠蓬蒿竝興。行冬令、則水潦爲敗、雪霜大擊、首種不入。

作。故曰不時。

(1) 相謂三公。相王之事也。德謂善教也。令謂時禁也。慶謂

休其善也。惠謂恤其不足也。天子曰兆民。

03①

二月是月安萌芽養幼少存諸孤（助生氣也）命民社也（事在祭篇

(2) 田謂田峻。主農之官也。舍東郊、順時氣而居、以命其事也。封疆田首之分職。術周禮作遂。夫間有遂。遂上有徑。遂小溝也。步道曰徑。今文尚書曰、分命義仲、宅耦夷也。

(3) 爲仲春將釋菜。

之大小尺度升斛日量卅斤日鈞稱上日衡百廿斤日石角今之斛也稱也稱鍾日權概平斗斛者也）無作大事以妨農事（大事兵役之屬）

(4) 爲傷妊生之類。

無鴟川澤無渡陂池無焚山林（順陽養物也畜水曰陂也）祀不用牲

(5) 爲妨農之始。

用圭璧更皮幣（更易也）上丁命樂正習舞釋菜（樂正樂官之長也

(6) 謂死氣逆生也。骨枯曰骼、肉腐曰髒。一、骼、江百反。

髒、才賜反。蔡云、露骨曰骼、有肉曰髒。髒亦作臄。髒、

(7) 逆生氣。

扶矩反。

仲春行秋令則其國大寒氣揜至（西之氣也八月宿直昇畢々好兩者

(8) 巳之氣乘之也。

四月於消息爲乾。

之也）寇戎來征（金氣動也畢又為邊兵也）行冬令則陽氣不勝麥

(9) 生日促。

以火訛相驚。

乃不熟（子之氣也十一月為大陰）民多相掠（陰姦衆也）行夏令

(10) 以火訛相驚。

申之氣乘之也。七月始殺。

則國乃大旱燒氣早來（午之氣乘之也）蟲螟為害（暑氣所生為災

(11) 申之氣乘之也。七月始殺。

也）

(12) 正月宿直尾箕。箕好風。其氣逆也。回風爲焱。

03②

(13) 生氣亂、惡物茂。

亥之氣乘之也。舊說、首種謂禊。

二月是月、安萌芽、養幼少、存諸孤（助生氣也）。命民社也

(14) 亥之氣乘之也。舊說、首種謂禊。

春、新作延廡、書不時也。凡馬日中而出日中而入。

（事在祭篇、之也）。命有司、省囹圄、去桎梏、毋肆掠、止獄

(二) 「春秋左氏傳」莊公傳二十九年

春、新作延廡、書不時也。凡馬日中而出日中而入。

(1) 日中春秋分也。治廡當以秋分、因馬向入而脩之。今以春

日夜分、同度·量·鈞衡石、角斗甬、正權概（同角正皆謂平之

丈尺日度、斗斛日量、卅斤日鈞、稱上日衡、百廿斤日石。甬今

之斛也。稱也。稱鍾日權、概平斗斛者也。無作大事、以妨農

之斛也。稱也。稱鍾日權、概平斗斛者也。無作大事、以妨農

事（大事兵役之屬）。無竭川澤。無漉陂池。無焚山林（順陽養物也。畜水曰陂也）。祀不用牲、用圭璧、更皮幣（更易也）。

上丁、命樂正、習舞釋菜（樂正樂官之長也。舞者順萬物始出地鼓舞也。將舞、必釋菜於先師以禮、之也）。仲丁、習學（爲季春將合樂也。習歌與八音、之也）。

仲春行秋令、則其國大水、寒氣揜至（西之氣也。八月宿直昇・畢。畢好雨者、之也）。寇戎來征（金氣動也。畢又爲邊兵也）。

行冬令、則陽氣不勝、麥乃不熟（子之氣也。十一月爲大陰）。民多相掠（陰姦衆也）。行夏令、則國乃大旱、燒氣早來（午之氣乘之也）。蟲螟爲害（暑氣所生、爲災也）。

03③

二月是の月や、萌牙を安んじ、幼少を養ひ、諸孤を存す（生氣を助くるなり）。民に命じて杜せしむるなり（事は、祭篇に在り、之なり）。有司に命じて、圜園を省き、桎梏を去り、肆掠すること母からしめ、獄訟を止む（肆は死刑して尸を暴すを謂ふなり。掠は人を誑治するを謂ふ、之なり）。日夜分しければ、度・量・鈞衡石を同じくし、升甬を角しくし、權概を正しくす（同・角・正皆之を平らかにするを謂ふなり。丈尺を度と曰ひ、斗斛を量と曰ひ、卅斤を鈞と曰ひ、稱上を衡と曰ひ、百廿斤を石と曰ふ。甬は今の斛なり。稱なり。稱錘を權と曰ふ。概は斗斛を平らかにする者なり）。大事を作して、以て農の事を妨ぐる事無かれ（大事は兵役の属なり）。川澤を竭すこと無かれ。陂池を漉すこと無かれ。山林を焚くこと無かれ（陽に順ひ物を養ふなり。水を蓄ふるを陂と曰ふなり）。祀に牲を用

いず、圭璧を用いて皮幣に更ふ（更は易なり）。上丁に、樂正に命じて、舞を習い釋菜せしむ（樂正は樂官の長なり。舞は萬物始めて地を出づるに順ひて鼓舞するなり。將に舞はんとすれば、必ず先師に釋菜して以て之を礼ふ、之なり）。仲丁に、習ひ學ばしむ（季春に將に合樂せんとするが爲なり。歌と八音とを習ふ、之なり）。

仲春に秋令を行へば、則ち其の國大水あり、寒氣揜べて至り（西の氣なり。八月宿は昇・畢に直る。畢は雨を好む者なり、之なり）。寇戎來り征す（金氣動くなり。畢も又た邊兵と爲すなり）。冬令を行へば、則ち陽氣勝たず、麥乃ち熟らず（子の氣なり。十一月を大陰と爲す）。民多く相掠む（陰姦衆なり）。夏令を行へば、則ち國乃ち大いに旱し、燒氣早く來り（午の氣之を乗ぐなり）。蟲螟害を爲す（暑氣の生ずる所災を爲すなり）。

03④

（一）「禮記」月令

是月也、安萌芽、養幼少、存諸孤。擇元日、命民社。命有司、省圜園、去桎梏、毋肆掠、止獄訟。（中略）日夜分、則同度量、鈞衡石、角斗甬、正權概。是月也、耕者少舍、乃脩園廩、寢廟畢備、毋作大事、以妨農之事。是月也、毋竭川澤、毋漉陂池、毋焚山林。天子乃鮮羔開冰、先薦寢廟。上丁、命樂正習舞釋菜。天子乃帥三公・九卿諸侯大夫、親往視之。仲丁、又命樂正入學習舞。是月也、祀不用犧牲、用圭璧、更皮幣。仲春行秋令、則其國大水、

寒氣摠至，寇戎來征。行冬令，則陽氣不勝，麥乃不熟，民多相掠。行夏令，則國乃大旱，燠氣早來，蟲螟爲害。

(1) 助生氣也。

(2) 順陽寬。省滅也。囹圄所以禁守繫者。若今別獄矣。桎梏今械也。在手曰桎，在足曰梏。肆謂死刑暴尸也。周禮曰：肆之三日。掠謂捶治人。

(3) 因晝夜等而平當也。同角正，皆謂平之也。丈尺曰度，斗斛曰量，三十斤曰鈞，稱上曰衡，百二十斤曰石。甬今斛也。稱鍾曰權。概平斗斛者。

(4) 大事兵役之屬。

(5) 順陽養物也。畜水曰陂，穿地通水曰池。

(6) 樂正樂官之長也。命習舞者，順萬物始出地鼓舞也。將舞，必釋菜於先師以禮之。夏小正曰：丁亥萬舞入學。

(7) 爲季春將習合樂也。習樂者，習歌與八音。

(8) 爲季春將選而合騰之也。更猶易也。當祀者，古以玉帛而已。

(9) 酉之氣乘之也。八月宿直昴畢。畢好雨。

(10) 金氣動也。畢又爲邊兵。

(11) 子之氣乘之也。十一月爲大陰。

(12) 陰姦衆也。

(13) 午之氣乘之也。

(14) 暑氣所生，爲災害也。

三月天子布德行惠發倉粟賜貧窮開府庫出幣帛周天下勉諸侯聘名士札賢者（周謂洽不足也勉猶勸也聘問也名士不仕也）脩行國邑周視原野脩隄防導溝瀆開通道路無使窮塞田獵置罟羅網小而柄長謂之畢翳射者獸之藥禁無出用（獸罟曰置罟鳥罟曰羅網小而柄長謂之畢翳射者所以自隱也凡諸罟毒藥禁其出也天子爲九門之也）無伐桑柘（慶蠶食也）具曲植莒蕪（養蠶之器也曲薄也植植也）是月之未擇吉日大合樂天子率群臣親視（大合樂所以助陽達物風化天下也其樂亡今以射御射代之也）乃累牛騰馬遊牝于牧（累騰皆乘合正之名也其牝牡欲令之心也）

季春行冬令則寒氣時發草木皆肅（丑之氣乘也肅謂艾葉縮栗之也）國有大恐（以水訛相驚也）行夏令則民多疾疫時雨不降（未之氣乘也六月宿直畢鬼々之爲天尸時又大暑也）山陵不牧（高者暎於熱也）行秋令則民多沈陰淫雨屈降（戌之氣乘也九月多陰淫淋也雨三日以上爲淋今月令曰衆雨之也）兵革竝起（金氣勝也）

04②

三月，天子布德行惠，發倉粟，賜貧窮，開府庫，出幣帛，周天下。勉諸侯，聘名士，禮賢者（周謂洽不足也。勉猶勸也。聘問也。名士不仕也）。循行國邑，周視原野，脩隄防，導溝瀆，開通道路，無使窮塞。田獵置罟，羅網，畢，翳，餒獸之藥，（禁）無出用（獸罟曰置罟，鳥罟曰羅網，小而柄長，謂之畢，翳射者所以自隱也。凡諸罟毒藥，禁其出也。天子爲九門之也）。無伐桑柘（愛蠶食也）。具曲植，莒蕪（養蠶之器也。曲薄也。植植也）。是月之末，擇吉日大合樂。天子率群臣親視（大合樂，所

以助陽達物、風化天下也。其樂亡。今以射鄉射代之也。乃合累牛・騰馬、遊牝于牧（累・騰皆乘合正之名也。其牝牡欲令之心也）。

季春行冬令、則寒氣時發、草木皆肅（丑之氣乘也。肅謂枝葉縮栗、之也）。國有大恐（以水訛相驚也）。行夏令、則民多疾疫、時雨不降（未之氣乘也。六月宿直疊鬼。疊鬼之爲天尸、時又大暑也）、山陵不收（高者曠於熱也）。行秋令、則（民）天多沈陰、淫雨屈降（戌之氣乘也。九月多陰。淫淋也。兩三日以上爲淋。今月令曰衆雨、之也）、兵革竝起（金氣勝也）。

04③

三月、天子德を布き恵を行ひ、倉粟を發きて、貧窮に賜ひ、府庫を開き、幣帛を出し、天下に周からしむ。諸侯に勉めて名士を聘し、賢者を礼せしむ（周は不足に給すを謂ふなり。勉は猶ほ勸のごときなり。聘は問なり。名士は仕へざるなり）。國邑を循行し、原野を周視し、隄防を脩利し、溝瀆を導達し、道路を開通し、障塞せしむる無かれ。田獵の罝罟・羅網・畢翳・獸に餒すの藥、出だし用ゆる無かれ（獸罟を罝罟と曰ひ、鳥罟を羅網と曰ふ。小さくして柄長し、之を畢と謂ふ。翳は射る者の自ら隠す所以なり。凡そ諸罟・毒藥、其の出すを禁するなり。天子九門を爲るなり）。桑柘を伐ること無からしむ（蠶の食を愛むるなり）。曲植・莒蕪を具ふ（蠶を養ふの器なり。曲は薄なり。植は植なり）。是の月の末に、吉日を擇びて、大いに合樂す。天子群臣を率ゐて親ら視る（大いに合樂するは、陽を助け物を達し、天下を風化する所以なり。其の樂亡ぶ。今

射・鄉射を以て之に代ふるなり）。乃ち累牛・騰馬を合はせて、牝を牧に遊ばしむ（累・騰皆乘合正の名なり。其の牝牡之をして心せしめんと欲するなり）。

季春に冬令を行へば、則ち寒氣時に發し、草木皆肅み（丑の氣乗ぐなり。肅は枝葉の縮栗するを謂ふ、之なり）。國に大恐有り（水の訛を以て相驚くなり）。夏令を行へば、則ち民疾疫多く、時雨降らず（未の氣乗ぐなり。六月宿は疊鬼に直る。疊鬼之を天尸と爲す。時に又大暑あるなり）、山陵収まらず（高き者熱に曠くなり）。秋令を行へば、則ち天沈陰多く、淫雨屈し降り（戌の氣乗ぐなり。九月陰多し。淫は淋なり。兩三日以上を淋と爲す。今の月令は之を衆雨と曰ふ、之なり）、兵革竝び起る（金氣勝つなり）。

04④

（一）『禮記』月令

是月也、生氣方盛、陽氣發泄、句者畢出、萌者盡達、不可以內。天子布德行惠、命有司、發倉廩賜貧窮、振乏絕、開府庫出幣帛、周天下。勉諸侯、聘名士、禮賢者。是月也、命司空曰、時雨將降、下水上騰。循行國邑、周視原野、脩利隄防、道達溝瀆、開通道路、毋有障塞。田獵罝罟、羅網畢翳、餒獸之藥、毋出九門。是月也、命野虞無伐桑柘。鳴鳩拂其羽、戴勝降于桑。具曲植籩。后妃齊戒、親東鄉躬桑、禁婦女毋觀、省婦使以勸蠶事。蠶事既登、分繭稱絲效功、以共郊廟之服、毋有敢惰。（中略）是川之末、擇吉日、大合樂。天子乃帥三公・九卿・諸侯・大夫、親往視之。是月也、乃合累牛・騰馬、遊牝于牧。犧牲駒犢、舉

書其數。命國難九門、磔攘以畢春氣。季春行冬令、則寒氣時發、草木皆肅、國有大恐。行夏令、則民多疾疫、時雨不降、山林不收。行秋令、則天多沈陰、淫雨蚤降、兵革竝起。

(1) 周謂給不足也。勉猶勸也。聘問也。名士不仕者。

(2) 爲鳥獸方孚乳、傷之逆天時也。獸苦曰罝罟、鳥罟曰羅罔。小而柄長。謂之畢。罝射者所以自隱也。凡諸罟及毒藥、禁其出九門、明其常有、時不得用耳。天子九門者、路門也。應門也。雉門也。庫門也。臯門也。城門也。近郊門也。遠郊門也。關門也。今月令無罝、罝爲弋。

(3) 愛蠶食也。野虞謂主田及山林之官。

(4) 時所以養蠶器也。曲薄也。植槌也。

(5) 大合樂者、所以助陽達物、風化天下也。其禮亡。今天子以大射、郡國以鄉射禮代之。

(6) 累騰皆乘匹之名。是月所合牛馬、謂繫在厩者。其牝欲遊、則就牧之牡而合之。

(7) 丑之氣乘之也。肅謂枝葉縮栗。

(8) 以水訛相驚。

(9) 未之氣乘之。六月宿直鬼。鬼爲天尸。時又有暑也。

(10) 高者曠於熱也。

(11) 戌之氣乘之也。九月多陰淫霖也。兩三日以上爲霖。今月令曰衆雨。

(12) 陰氣勝也。

——「三月」は以上。「四月」以降は次号に続く。